# 北海道森林管理局競争契約入札心得

（目的）

第１条　北海道森林管理局に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号。以下「特例省令」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（一般競争参加の申出）

第２条　一般競争に参加しようとする者は、入札の公告において指定した期日までに当該公告において指定した書類を契約担当官等（会計法第29条の３第１項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

ただし、電子入札システムによる入札参加者は、当該公告において指定した書類を同システムにおいて作成し、入札の公告において指定した日時までに提出しなければならない。

（入札保証金等）

第３条　競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の５以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

２　入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

３　入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書（様式第１号）（有価証券を提供する場合は、政府保管有価証券提出書（様式第２号）及び印鑑）を添えて差し出さなければならない。

４　入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に保管金受領証書（様式第３号）（有価証券を提供した場合は、政府保管有価証券受領証書（様式第４号））と引換えに還付する。

５　入札保証金又は入札保証金に代わる担保のうち、落札者の納付又は提供に係るものは、その者が契約を結ばないときは国庫に帰属する。

６　入札参加者が、入札保証金の納付に代えて提供することができる担保は、

次の各号に掲げるものとする。

一　国債

二　政府の保証のある債券

三　銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

四　日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第２項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第１条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社法（昭和59年法律第85号）附則第４条第１項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で第２号以外のもの（以下「公社債」という。）

五　地方債

六　契約担当官等が確実と認める社債

七　銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払保証をした小切手

八　銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形

九　銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関に対する定期預金債権

十　銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

7　前項に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

一　国債又は地方債　　政府ニ納ムベキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）又は同令の例による金額

二　政府の保証のある債券、金融債、公社債及び契約担当官等が確実と認める社債額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の８割に相当する金額

三　銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手　小切手金額

四　銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形　手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の一月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）

五　銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関に対する定期預金債権当該債権証書に記載された債権金額

六　銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証
その保証する金額

8　入札参加者は、第１項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

9　入札参加者は、第１項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

（入札等）

第４条　入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2　入札参加者は、入札書（様式第５号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び入札件名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した日時までに入札しなければならない。

ただし、電子入札システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成し、公告、公示又は指名通知書に示した日時までに提出し、入札書受付票を受理しなければならない。

3　入札参加者は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、契約担当官等においてやむを得ないと認められたとき又は特例政令第２条に定める調達契約を行うときは、郵便をもって入札することができる。この場合においては、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、これを表封筒に封かんの上、「入札書在中」と朱書して書留郵便とし、契約担当官等あて親展で提出しなければならない。

4　特例政令第２条に定める調達契約に係る場合は、入札参加者は、契約担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。ただし、郵便による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送しなければならない。

5　第３項の入札書は、入札日の前日（特例政令第２条に定める調達契約に係る場合は、入札の公告又は公示に示した時刻）までに到達しないものは無効とする。

6　入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

7　入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状（様式第６号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

なお、委任状には受任者の使用印を押印するものとする。

8　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

9　入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

10　入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第１６５号）第71条第１項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。

11　入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第７号）について入札

前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

（入札の辞退）

第４条の２　指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

ただし、電子入札システムによる入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を同システムにおいて作成の上、電子入札システムにより提出するものとする。

一　入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第８号）を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

二　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第４条の３　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第５条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（開札）

第６条　開札は、入札終了後直ちに入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した場所及び日時に入札者を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち合わせて行うものとする。

（無効の入札）

第７条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

一　競争に参加する資格を有しない者のした入札

二　委任状を持参しない代理人のした入札

三　所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

四　記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者のした入札）

五　金額を訂正した入札
六　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
七　明らかに連合によると認められる入札
八　同一事項の入札について、同一人が２通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
九　入札時刻に遅れてした入札
十　工事費内訳書の提出が義務付けられている工事において、入札時に工事費内訳書（同明細書を含む。以下「内訳書」という。）の提出を求めた入札において、内訳書を提出しない入札
十一　暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第７号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
十二　その他入札に関する条件に違反した入札

（再度入札）

第８条　開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとする。この場合、第１回目の最高又は最低の入札価格を下回る又は上回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第３回目以降の入札参加者の資格を失うものとする。第３回目以降に行う入札についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の競争契約入札の場合にあっては、入札執行回数は、原則として、２回を限度とするものとする。

２　前項の入札を行ってもなお落札者がない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。

３　第１項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。

４　郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

（請負契約についての低入札価格調査制度、調査基準価格）

第９条　北海道森林管理局所管に係る請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）について予算決算及び会計令第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがある場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、次の各号のいずれかの割合を契約ごとの予定価格に乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

一　工事の請負契約ごとに１０分の７から１０分の９までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合算額に、１００分の１０５を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が１０分の９を超える場合にあっては１０分の９とし、１０分の７に満たない場合にあっては１０分の７とする。

ア　直接工事費の額に１０分の９．５を乗じて得た額
イ　共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額

ウ　現場管理費の額に１０分の８を乗じて得た額

エ　一般管理費等の額に１０分の５．５を乗じて得た額

二　製造その他の請負契約のうち、次の業種区分の欄に掲げる業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）の請負契約ごとに１０分の６から１０分の８まで（地質調査にあっては請負契約ごとに３分の２から１０分の８．５まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、建設コンサルタント等業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に消費税相当額を加えた額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、地質調査以外の請負契約については、その割合が１０分の８を超える場合にあっては１０分の８と、１０分の６に満たない場合にあっては１０分の６とするものとし、地質調査の請負契約にあっては、その割合が１０分の８．５を超える場合にあっては１０分の８．５と、３分の２に満たない場合にあっては３分の２とするものとする。

| 業種区分 | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| 測量 | 直接測量費の額 | 測量調査費の額 | 諸経費の額に１０分の４を乗じて得た額 | － |
| 建設コンサルタント（建築に関するもの）及び建築士事務所 | 直接人件費の額 | 特別経費の額 | 技術料等経費の額に１０分の６を乗じて得た額 | 諸経費の額に１０分の６を乗じて得た額 |
| 建設コンサルタント（土木関係のもの）及び計量証明 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | 技術経費の額に１０分の６を乗じて得た額 | 諸経費の額に１０分の６を乗じて得た額 |
| 地質調査 | 直接調査費の額 | 間接調査費の額に１０分の９を乗じて得た額 | 解析等調査業務費の額に１０分の７．５を乗じて得た額 | 諸経費の額に１０分の４を乗じて得た額 |
| 土地家屋調査、補償コンサルタント、不動産鑑定及び司法書士 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | 技術経費の額に１０分の６を乗じて得た額 | 諸経費の額に１０分の６を乗じて得た額 |

三　一又は二により算定しがたい場合等については、工事は１０分の７から１０分の９まで、建設コンサルタント等業務（地質調査を除く）は１０分の６から１０分の８まで、地質調査は３分の２から１０分の８．５までの範囲内で適宜の割合とする。

四　製造その他の請負契約（二に掲げる業種を除く。）については10分の６の割合とする

２　調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする。

（落札者の決定）

第10条　契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、調査基準価格に満たない価格を

もって入札した者がいた場合は、入札を「保留」し、調査のうえ落札者を後日決定する。この場合は、最低の価格をもって入札した者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

2　入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、その結果を、落札者及び最低価格入札者（最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ）に通知し、他の入札者にはその旨通知する。

（同価格の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第11条　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

2　前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者、郵便又は電子入札システムによる入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約保証金等）

第12条　落札者は、契約書案の提出と同時に、契約金額の10分の１以上（「公共工事に係る一般競争入札方式の実施について」（平成6年5月31日付け6経第926号大臣官房経理課長通知）の記の１に定める工事又は予算決算及び会計令第86条に規定する調査を受けた者については10分の３以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2　落札者は、前項本文の規定により、契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書（様式第９号）を添えて取扱官庁に提出しなければならない。

3　落札者は、第１項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、あらかじめ、当該有価証券を取扱官庁の保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、これに政府保管有価証券提出書（様式第２号）を添えて取扱官庁に提出しなければならない。

4　第３条第８項の規定は、第１項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証である場合について準用する。

5　第１項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が、委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだことによる場合には、落札者は、契約担当官等が指示するときまでに当該公共工事履行保証証券に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

6　第１項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによる場合には、落札者は、契約担当官等が指示するときまでに当該履行保証保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

7　落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は有価証券その他の担保が

納付されている場合は当該入札保証金又は有価証券その他の担保は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は有価証券その他の担保が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額に消費税相当額を加えた額）の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。

（入札保証金等の振替）

第13条　契約担当官等は、落札者からの申出により落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金の一部に振り替えることができる。

（契約保証金の返還）

第14条　契約保証金は、契約の履行が完了したことを確認した後、保管金払渡請求書（様式第10号）（有価証券を提供した場合は、政府保管有価証券払渡請求書（様式第11号））により返還するものとする。

なお、この場合、利息は付さないものとする。

（契約書等の提出）

第15条　落札者は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印の上、落札決定の日から７日以内に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、入札後契約前ＶＥ方式の対象工事で、落札者がＶＥ提案を提出した場合には、この期間を延長することができる。

２　契約担当官等は、落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。

３　契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がない旨指示したときは、この限りでない。

４　当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第９条に定める対象建設工事である場合は、第１項の契約書案の提出以前に建設リサイクル法第12条第１項の規定に基づく説明及び第13条第１項の規定に基づく協議を行わなければならない。

（業務等完了保証人）

第16条　落札者は、測量・建設コンサルタント等及び製造（以下この条において「業務等」という。）の請負契約については、自己に代わって自ら業務等を完了することを保証する他の同業者を保証人として立てることができる。

２　前項の保証人は、次に掲げる基準（指名競争に付した業務等において当該業務等の地域的特性等により、第１号に該当する者が当該指名競争について指名を受けた者（以下「相指名業者」という。）以外にない場合にあっては、第１号に掲げる基準）に適合している者から選定しなければならない。

一　当該業務等の請負契約について、農林水産本省等建設工事等契約事務取扱要領の制定について（平成１２年１２月１日付け１２経第１８５９号）第３１条に規定する指名基準に該当する者で落札者と同等又はそれ以上に業務等の履行能力を有すると認められる者であること。

二　相指名業者以外の者であること。

３　第１項の保証人の選定については、契約担当官等の承諾を得なければなら

ない。

（異議の申立）

第17条　入札をした者は、入札後この心得、入札の公告又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他の事項）

第18条　この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

附　則

この心得は、平成２５年４月１日から施行する。

平成２５年１０月１５日一部改正。

平成２５年１０月２２日一部改正。

様式第１号（第３条）

# 保　管　金　提　出　書

| | |
|---|---|
| 第　　号 | 受 |
| 平成　年　月　日 | 付 |

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（現金又は保管金領収証書の別）

提出の事由　　平成　年　月　日公告の入札保証金

上記の金額を提出します。なお、上記金額は、公告のとおり契約保証金又は売却代金に充当したいので、申し添えます。

平成　年　月　日　　住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞

歳入歳出外現金出納官吏
官　職　　氏　名

殿

| 入札保証金<br>受　入　済 | 契約保証金<br>充当決定 | 売却代金<br>充当決定 | 保証金返還<br>決　　定 | 保証金国庫<br>帰属決定 |
|---|---|---|---|---|
| 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 |
| 認　　印 | 認　　印 | 認　　印 | 認　　印 | 認　　印 |
| （保管金台帳登記済） | （保管金台帳登記済） | （保管金台帳登記済） | （保管金台帳登記済） | （保管金台帳登記済） |
| 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 |

様式第２号（第３条・第12条）

# 政 府 保 管 有 価 証 券 提 出 書

| 番号 | 平成　年度第　号 |
|---|---|

提出の事由

有価証券取扱主任官　　官職　　氏名　　殿

平成　　年　　月　　日

住　所

氏　名

| 印鑑 |
|---|
| |

上記理由により、下記の有価証券を保管有価証券として提出します。

| 証券名称 | 枚　数 | 総額面 | 内　訳 | | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 額　面 | 回記号 | 番　号 | |
| | | | | | | |

工事名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注意事項）

１　用紙の寸法は、日本工業規格Ａ列４番とし、縦長に使用すること。

２　保管有価証券の払渡し時に、印鑑商号を行うので、印影を鮮明にすること。

様式第３号（第３条）

# 保　管　金　受　領　証　書

第　　号

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保管の事由

上記の金額領収致しました。

平成　年　月　日

歳入歳出外現金出納官吏
官　職　　氏　名　　㊞

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
殿

---

上記の金額領収致しました。

平成　年　月　日
住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞

歳入歳出外現金出納官吏
官　職　　氏　名

殿

様式第４号（第３条）

# 政府保管有価証券受領証書

| 番号 | 平成　年度第　号 |
|---|---|

（有価証券の提出場所）
（提　出　年　月　日）

保管の事由

住　　所

商号又は名称
代表者氏名

殿

平成　　年　　月　　日

有価証券取扱主任官
官職　　氏名　　㊞

下記の証券を領収しました。

有価証券取扱主任官
官職　　氏名　　殿

平成　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞

上記の証券払渡の証書領収しました。

| 証券名称 | 枚　数 | 総額面 | 内　訳 | | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 額　面 | 回記号 | 番　号 | |
| | | | | | | |

（注意事項）

１　用紙の寸法は、日本工業規格Ａ列４番とし、縦長に使用すること。

２　保管有価証券の払渡し時に、印鑑商号を行うので、印影を鮮明にすること。

３　本書をもって有価証券の払渡を請求するときは、書式中領収欄に記名押印すること。

様式第５号（第４条）

# 入　　札　　書

平成　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
留萌南部森林管理署長
高橋　忠男殿

（入札者）
住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞
（代理人）
氏　　名　　㊞

￥

ただし、留萌南部森林管理署庁舎等修繕業務の代金

上記のとおり、入札心得、指名通知書記載事項及び現場説明事項を承知の上、入札します。

（注意事項）

１　金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。

２　用紙の寸法は、日本工業規格Ａ列４番とし、縦長に使用すること。

３　代理人による入札の場合は、入札者の㊞は不要とする。

様式第６号（第４条）

# 委　　任　　状

| 使用印鑑 |
| --- |
| ㊞ |

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

１　入札年月日　　平成　　年　　月　　日

２　件　　名

３　入札に関する一切の件

平成　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

担当官
長
殿

様式第７号（第４条）

# 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

様式第８号（第４条の２）

# 入　札　辞　退　届

平成　　年　　月　　日

担当官
長
殿

（入札者）
住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞
（代理人）
氏　　名　　㊞

件　　名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

（注意事項）
１　用紙の寸法は、日本工業規格Ａ列４番とし、縦長に使用すること。
２　代理人による入札の場合は、入札者の㊞は不要とする。

様式第９号（第12条）

# 保 管 金 提 出 書

| 番号 | 平成　年度第　号 |
|---|---|

提出の事由

有価証券取扱主任官　　官職　　氏名　　殿

平成　　年　　月　　日

住　所

氏　名

| 印鑑 |
|---|
| |

上記事由により、下記の金額を保管金として提出します。

金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注意事項）

１　用紙の寸法は、日本工業規格Ａ列４番とし、縦長に使用すること。

２　保管金の払渡し時に、印鑑商号を行うので、印影を鮮明にすること。

様式第10号（第14条）

# 保管金払渡請求書

払渡の事由

歳入歳出外現金出納官吏　　官職　　氏名　　殿

平成　　年　　月　　日

住　所

氏　名

| 印鑑 |
| --- |
| |

上記事由により、下記保管金を下記振込先に振込んで下さい。

金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保管金提出書の日付及び番号　　平成　　年　　月　　日
平成　　年度　第　　号

振込先

＿＿＿＿＿＿銀行＿＿＿＿＿＿支店

口座　　１．普通　　２．総合　　３．当座

名義＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

支店番号　　口座番号

＿＿＿＿－＿＿＿＿

様式第11号（第14条）

# 政 府 保 管 有 価 証 券 払 渡 請 求 書

受領証書日付　　平成　　年　　月　　日
及 び 番 号　　平成　　年　　月　　日

払渡請求理由

有価証券取扱主任官
官職　　氏名　　殿
平成　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　㊞

下記の証券の払渡を請求します。

有価証券取扱主任官
官職　　氏名　　殿
平成　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　㊞

上記の証券払渡の証書領収しました。

| 証券名称 | 枚　数 | 総額面 | 内　訳 | | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 額　面 | 回記号 | 番　号 | |
| | | | | | | |

（注意事項）

1　用紙の寸法は、日本工業規格Ａ列４番とし、縦長に使用すること。

2　保管有価証券の払渡し時に、印鑑商号を行うので、印影を鮮明にすること。

# 修繕契約書(案)

１　件　　名　　留萌南部森林管理署庁舎等修繕業務

２　履 行 場 所　　留萌市沖見町２丁目７１番地１

３　履 行 期 間　　平成２５年１２月　　日から（契約日の翌日）
　　平成２６年　２月２８日まで

４　契 約 金 額　　金　　円
　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

５　契約保証金　　免除する

上記の契約について、発注者 分任支出負担行為担当官 留萌南部森林管理署長　高橋忠男（以下「甲」という。）と受注者　〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２５年１２月　　日

発注者(甲)（住　　所）　留萌市沖見町２丁目７１番地１

分任支出負担行為担当官
（氏　　名）　　留萌南部森林管理署長　　高橋　忠男　㊞

受注者(乙)（住　　所）

（氏　　名）

㊞

# 契　約　条　項

（修繕の実施）

第１条　甲及び乙は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書をいう。以下同じ）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

（権利業務の譲渡）

第２条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第３条　乙は、修繕の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲に申請し、承認を得た場合はその限りではない。

（履行報告）

第４条　乙は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について甲に報告しなければならない。

（条件変更及び中止）

第５条　甲は、必要ある場合には、修繕内容を変更し又は修繕の全部又は一部を中止することができる。この場合において契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲と乙は協議して書面により定めるものとする。

（乙の請求による履行期限の延長）

第６条　乙の責に帰することができない事由により期限内に修繕を完了できないときには、甲に対し履行期限の延長を求めることができる。ただし、その日数は甲と乙が協議して書面により定めるものとする。

（一般的損害）

第７条　目的物の引渡し前に生じた損害は全て乙の負担とする。ただし、甲の責によるときはこの限りでない。

（検査及び引渡し）

第８条　乙は修繕が完了したときは甲に通知し、甲は通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

２　　前項の場合において、検査に直接要する費用は乙の負担とする。

３　　乙は、第１項の検査に合格したときは、すみやかに甲に目的物を引き渡さなければならない。

４　　第１項の検査に合格しないものがあるときは、乙は遅滞なく補修して、再検査を受けなければならない。

（代金の支払）

第９条　乙は、前条第１項の検査に合格したときは、契約金額の支払いを請求することができる。

２　　甲は前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内にその代金を支払うものとする。

（かし担保）

第10条　甲は目的物にかしがあるときは、乙に対して引渡しを受けた日から１年以内にそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

（履行遅滞の場合における損害金）

第11条　乙が正当な事由なく期限内に履行しない場合において、期限後に修繕を完了する見込みがあると認めたときは、甲は期限を延長することができる。この場合において甲は乙から遅延日数に応じ契約金額の年5パーセントの割合で算出した金額を損害金として徴収する。

２　甲の責めに帰すべき事由により、第９条第１項の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年３．０ パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（契約の解除等）

第12条　乙の債務不履行、談合等不正行為その他不誠実の行為があったときは、契約の一部又は全部を解除することができる。この場合、甲は乙から契約金額の10分の１を違約金として徴収する。

２　乙は、甲がこの契約を違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められたときは、契約を解除することができる。この場合、乙は甲に対し損害の賠償を求めることができる。

（甲の解除権）

第13条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一　営業に関し、法律上必要な資格を有しないとき。

二　正当な理由なく、修繕に着手すべき期日を過ぎても修繕に着手しないとき。

三　その責めに帰すべき事由により、履行期間内に修繕が完了しないと明らかに認められるとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

五　第15条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第14条　甲は、修繕が完了するまでの間は、前条第１項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第15条　乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

２　乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第16条　甲は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、乙が既に履行を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約金額相当額（以下「既履行部分契約金額相当額」という。）を乙に支払わなければならない。

２　前項に規定する既履行部分契約金額相当額は、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

（賠償金等の徴収）

第17条　乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額の支払いの日まで年５パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年５パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（紛争の解決）

第18条　この契約について、甲と乙の間に紛争が生じたときは、甲乙協議して選定する第三者の調停により解決するものとする。

２　前項に規定する第三者については、甲と乙とが協議の上選定するものとする。

（特約事項）

第19条　この契約の特約事項については別紙１及び別紙２のとおりとする。

（その他の事項）

第20条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定めるものとする。

別紙１

# 談合等の不正行為に関する特約条項

（談合等の不正行為に係る解除）

第１条　甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第７条の２第１８項若しくは第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の6又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

２　乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第２条　乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条又は第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第６６条第４項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第６６条第４項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

（３）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第９６条の6又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の１００分の１０に相当する額のほか、契約金額の１００分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）前項第２号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があるとき。

（２）前項第４号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

（３）乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は、契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

別紙２

# 暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１条　甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３条　乙は、第１条の各号及び第２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第４条　乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第５条　甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に

損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第６条　乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

# 修　繕　仕　様　書

Ⅰ　業務概要

１　業 務 名　　留萌南部森林管理署庁舎等修繕業務

２　施工場所　　留萌市沖見町2丁目71番地1　留萌南部森林管理署庁舎内及び構内

３　施工内容　　・経年劣化による車庫シャッター開閉不調の調整
・灯油タンクのハイセキュリティタイプへの取替
・防犯灯の設置
・庁舎内階段へのノンスリップ施工

Ⅱ　仕　　様

| | | |
|---|---|---|
| 一般共通事項 | 共 通 事 項 | ・　施工中の安全確保、環境保全等については建築基準法、、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他の関係法規に従い遵守すること。<br>・　受注者は監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び業務の円滑な進捗をはかること。 |
| | 施 工 写 真 | ・　使用する機器、材料の写真を撮影すること。<br>・　施工前から完了に至る各工程について対象とし、特に、不明視となる箇所についてはもれなく撮影し、完了時に提出すること。 |
| | 材　　料 | 業務に使用する材料が、定める品質及び性能を有することの証明となる資料・取扱説明書等を、監督職員に提出し承諾を受けること。 |
| | そ　の　他 | ・ 施工に当たって、既存設備及び構造物等に損傷を与えないよう注意すること。万が一損傷を与えた場合は、受注者の責任において現状復帰すること。<br><br>・業務に必要な受注者車両については、監督職員と打合せのうえ森林管理署業務に支障のない箇所に駐車すること。 |

平成25年度

# 留萌南部森林管理署庁舎等修繕業務

# 内　訳　書

施工場所

留萌市沖見町2丁目71番地1

（細目別内訳）



| | 名　　称 | 規　　格 | 数量 | 呼称 | 単　価 | 金　　額 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| I | **留萌南部森林管理署庁舎等修繕業務** | | | | | | |
| A | **車庫シャッター調整** | | | | | | |
| 1 | 車庫シャッター<br>スプリング調整 | カスケードガレージ3連NS3-2500　2棟 | 4 | 箇所 | | | |
| 2 | 車庫シャッター<br>スラット調整 | カスケードガレージ3連NS3-2500　2棟 | 4 | 箇所 | | | |
| | 小計 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| B | **灯油タンク取替** | | | | | | |
| 1 | タンク | ダイケンホームタンク490S型<br>カバー付　ハイセキュリティタイプ<br>と同等品　運搬含む | 1 | 台 | | | |
| 2 | 既存タンク内灯油抜取及び給油 | | 1 | 式 | | | |
| 3 | 灯油タンク据付 | 既存束石使用のため移設<br>転倒防止措置含む | 1 | 式 | | | |
| 4 | 外部灯油配管改修 | 消耗品含む | 1 | 式 | | | |
| 5 | 既存タンク撤去及び廃棄 | 運搬含む | 1 | 式 | | | |
| | 小計 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| C | **防犯灯設置** | | | | | | |
| 1 | LED防犯灯 | 人感センサー付<br>大光電気株式会社　防雨スポットライト<br>DOL-4018YSと同等品 | 2 | 台 | | | |
| 2 | 取付電気工事 | 取付箇所：灯油タンク際庁舎外壁<br>及び敷地内倉庫入り口 | 1 | 式 | | | |
| | 小計 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

（細目別内訳）



| | 名　　称 | 規　　格 | 数量 | 呼称 | 単　価 | 金　　額 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| D | **階段ノンスリップ施工** | | | | | | |
| 1 | ノンスリップ | 日中D35AS　スクエアタイプ　アルミニウム<br>と同等品<br>125cm＊23段 | 23 | 段 | | | |
| 2 | ノンスリップ取付工賃 | | 1 | 式 | | | |
| | 小計 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| E | **諸経費** | 作業箇所除雪含む | 1 | 式 | | | |
| | 小計 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

# 修繕箇所位置図

| 所在地 | 留萌市沖見町2丁目71番地1 |
|---|---|

階段ノンスリップ施工は屋内作業のため表示せず

1
300

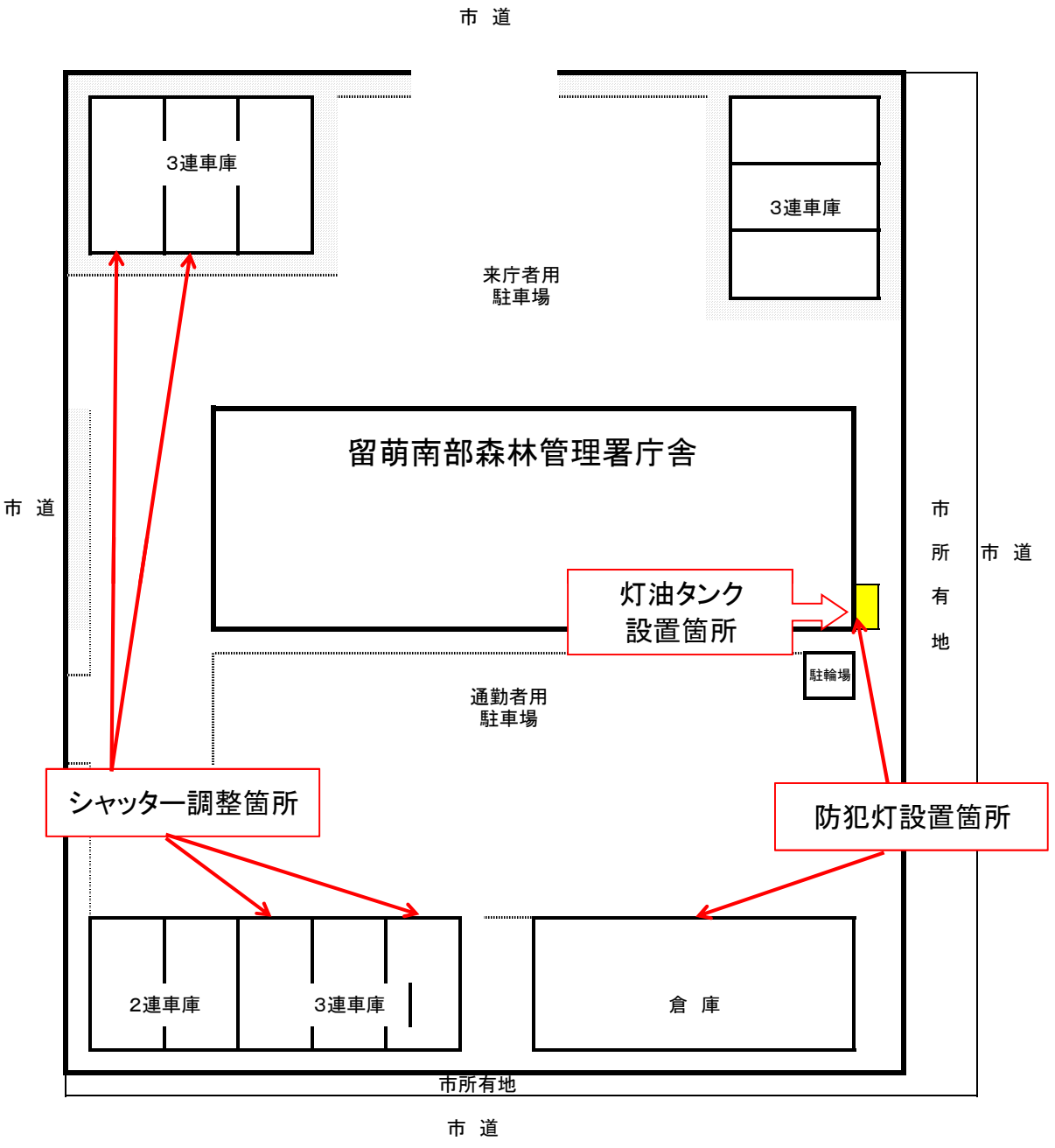

# 位　置　図

留萌南部森林管理署
留萌保
留萌小
寿町2
留萌建設会館
サニーハウス
本妙寺
ポドーヤ
コーポロジュマンC
宮園町4
宮園町3
法国寺
留萌神社
開発官舎
寿町3
オロロンライン
留萌税務署
酒の十肥商店
寿児童センター
寿センター
イセダ理容院
コーポ佐々木
警察公宅
るもい
ファミリー歯科
見晴公園野球場
見晴町1
のだ
歯科クリニック
留萌沖見
見晴町1
留萌開発建設部
アパート3
沖見町2
家庭裁判所
見晴センター
港南中
旭川地方検察庁
留萌支部
留萌ダム建設事業所
夏井塗装店
コーポささき
開発官舎